［項を削る。］

［略］

八王子少年鑑別所

［同上］

東京都

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同年五月三十一日から施行する。

○法務省令第二十一号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第五十八条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　法務大臣　山下　貴司

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（矯正研修所に置く部等）	（矯正研修所に置く部及び課）
第三条　矯正研修所に、次の二部及び効果検証センターを置く。	**第三条**　矯正研修所に、次の二部を置く。
［略］	［同上］
2　矯正研修所に、次の三課を置く。	2　矯正研修所に、次の二課を置く。
総務課	総務課
研修企画課	研修企画課
試験課	
（効果検証センターの所掌事務）	
第六条　効果検証センターは、矯正の事務に従事する職員に対する矯正に関する効果検証に関する学術の研修及びこれに必要な調査研究に関する事務をつかさどる。	［条を加える。］
（センター長）	
第七条　効果検証センターに、センター長を置く。	［条を加える。］
2　センター長は、所長の命を受け、効果検証センターの事務を処理する。	
（効果検証官）	
第八条　効果検証センターに、効果検証官三人を置く。	［条を加える。］
2　効果検証官は、研修員の研修に当たり、及び調査研究に従事する。	

（総務課の所掌事務）

第九条　［略］

（研修企画課の所掌事務）

第十条　［略］

（試験課の所掌事務）

第十一条　試験課は、矯正の事務に従事する職員に対する試験の実施に関する企画、立案、調査及び指導に関する事務をつかさどる。

（支所）

第十二条　［略］

（雑則）

第十三条　［略］

別表（第十二条関係）

［略］

（総務課の所掌事務）

第六条　［同上］

（研修企画課の所掌事務）

第七条　［同上］

［条を加える。］

（支所）

第八条　［同上］

（雑則）

第九条　［同上］

別表（第八条関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第二十二号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十一条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　法務大臣　山下　貴司

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（首席管区監査官及び管区監査官）	（首席管区監査官及び管区監査官）
第一条　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人及び管区監査官一人（東京矯正管区にあっては、二人）を置く。	**第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人及び管区監査官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　管区監査官は、命を受けて、首席管区監査官のつかさどる職務を助ける。	3　管区監査官は、首席管区監査官のつかさどる職務を助ける。